



■一般社団法人 静岡県建築士事務所協会とは

建築士法に基づく静岡県内の建築士事務所を正会員とする県内唯一の法定団体です。

※正会員は上部団体「日本建築士事務所協会連合会（日事連）」の会員として、日事連の各種特典が受けられます。

■協会の目的

建築設計・工事監理などの業務のスキルアップと建築士事務所の健全な発展を図り、それによって公共の福祉の増進に寄与します。

■ 会 員

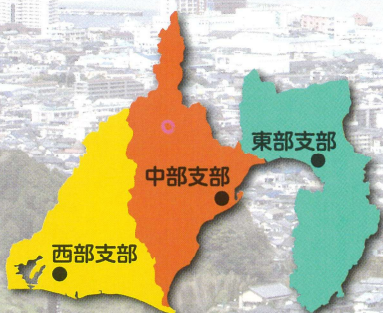
【正会員】 静岡県知事、または静岡県知事から指定を受けた指定事務所登録機関（当協会）の登録を受けた建築士事務所の開設者。協会の目的に賛同する個人、または法人。（約400社）

【協力会員】協会の事業を賛助するため入会した個人、または法人。(約200社)

■沿革

昭和43年(1968年) 2月	創立
昭和62年(1987年)10月	改組、日事連加入
平成10年(1998年) 8月	国土交通大臣指定法人
平成21年(2009年) 2月	県知事指定事務所登録機関

■活動拠点



■入会金・年会費

正会員

入会金10,000円、年会費は下表となります。

所属建築士の 人数区分	入会月(4～9月)の 当年度年会費	入会月(10～3月)の 当年度年会費
1人	50,000円	25,000円
2人	60,000円	30,000円
3～5人	80,000円	40,000円
6～9人	100,000円	50,000円
10人以上	120,000円	60,000円

協力会員

入会金10,000円、年会費は下表となります。

入会月	当年度年会費
4～9月	50,000円
10～3月	25,000円



一般社団法人

静岡県建築士事務所協会

Shizuoka Association of Architectural Firms

〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F
TEL.054-255-8931 / FAX.054-255-8955

U R L <https://www.shijikyo.or.jp/>
E-mail shijikyo@mail.wbs.ne.jp



東部支部／〒410-0046 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館4F
TEL.055-955-4671 / FAX.055-955-4683

中部支部／〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F
TEL.054-251-9190 / FAX.054-255-8955

西部支部 / 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11 鴻池元城ビル3F
TEL.053-459-2366 / FAX.053-459-2367

一般社団法人

静岡県建築士事務所協会

入会案内

Shizuoka office Association of Architectural Firms

建築士法に基づく建築士事務所を正会員とする 静岡県内唯一の法定団体です

協会加入で、信頼+社会的ステータス向上を！

詳しくは

検索 

協会に入会するメリット

※会員事務所、協力会員事業所は、各種行事・委員会に代表者だけでなく、社員誰でも参加が可能です

【スキルアップ】

協会が実施する講習会、研修会、見学会により、業務に役立つ知識・技術・情報を得ることができます。

【生かせる人脈】

建築士事務所同志および建材やメーカー等である協力会員とネットワークを築いて業務の幅を広げることができます。

【豊富な情報取得】

協会の全国版および静岡県版の会報誌が提供されますので、業務に役立つ技術や情報を得ることができます。

【行政と情報共有】

迅速かつ正確な情報を得られるだけでなく、国や県、市町に我々が感じている「現場の声」を発信する場があります。

【協会からの受注】

行政や民間機関より協会に依頼のあった設計業務や耐震診断等を会員の皆様に紹介して業務を行っていただきます。

【会員へ割引特典】

協会で実施する講習会等は一般会員より割引した会員価格で実施しています。また日事連建築賠償責任保険も割引加入が可能です。

【ソフトウェアの提供】

協会で作成した業務管理用のデータおよび業務報酬基準の算定に役立つソフトウェアを提供しています。

【相談窓口】

建築士事務所が業務上トラブルに巻き込まれることがあります。協会には顧問弁護士がおりますので会員は相談することができます。

【構造や設備の紹介】

構造設計や設備設計に相談や依頼をしたい場合、協会内に専門分野の会員がおりますので紹介することができます。

【建築賞の応募】

協会では全国規模の建築賞や住宅を対象とした建築賞などの事業を行っており、自分の作品を広く内外にPRできます。

【社会貢献事業】

協会では静岡県と災害時の防災協定を結んでおります。スキルを活かした社会貢献活動に参加するなど業務にもつながります。

【ステータスの向上】

法令順守やコンプライアンスの知識を得て社会的ステータスを確立し、建築主に信頼される建築士事務所と認められます。

主要事業活動

- 1 建築士法に基づく指定事務所登録関係業務
- 2 管理建築士講習、所属建築士定期講習
- 3 開設者・管理建築士研修会
- 4 建築相談業務
- 5 建築物等の安全確保及び災害や環境対策に関する調査・研究等
- 6 建築法令及び技術講習会（行政や関係団体後援含む）
- 7 建築提案のイベント
- 8 耐震関連業務

